

中間法人・NPO法人・合同会社比較表

	有限責任中間法人 中間法人法	無限責任中間法人 中間法人法	特定非営利活動法人（NPO法人） 特定非営利活動促進法	合同会社 会社法
根拠法 目的	「社員に共通する利益を図る」目的。 上記目的を達成するための収益活動は認められる。	「社員に共通する利益を図る」目的。 上記目的を達成するための収益活動は認められる。	「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」公益法人。 以下の17の目的に限定される。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)社会教育の推進を図る活動 (3)まちづくりの推進を図る活動 (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5)環境の保全を図る活動 (6)災害救援活動 (7)地域安全活動 (8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (9)国際協力の活動 (10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (11)子どもの健全育成を図る活動 (12)情報化社会の発展を図る活動 (13)科学技術の振興を図る活動 (14)経済活動の活性化を図る活動 (15)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (16)消費者の保護を図る活動 (17)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ただし、上記公益目的を達成するための収益活動は認められる。	営利目的
設立の許認可	無	無	都道府県の認証が必要。2以上の都道府県に活動がまたがる場合は国の認証が必要。	無
社員の資格	定款の定めに基づく。基金への拠出は社員要件ではない。法人も社員となることができる。	定款の定めに基づく。法人は社員とはなれない。	公益法人であるため、社員の入会に不当な条件を付してはならないとされる。退会は自由。その他、法令上の諸資格要件あり。	定款に定める手続きによる。社員となるためには出資の履行と定款への記載が必要。退社は任意。
出資者・社員の責任	有限責任	無限責任	有限責任	有限責任
社員数	2名以上	2名以上	10名以上	1名以上
役員	理事1名以上、監事1名以上。	原則として各社員が代表権を有する。なお、代表社員を選任することができる。業務執行社員を選任することもできる。	理事3名以上、監事1名以上。	原則として各社員が代表権を有する。なお、代表社員を選任することができる。業務執行社員を選任することもできる。業務執行者は社員に限定される。
基金・資本金	基金300万円以上	無	無	資本金1円以上
配当制度の有無	無	無	無	有
解散時残余財産の帰属	定款の定め、社員総会の決議、国庫、の順に帰属決定。	定款の定め、総社員の同意、国庫、の順に帰属決定。	定款の定め、国又は地方公共団体への譲渡、国庫、の順に帰属決定。	定款の定めによる。定款規定がない場合は、出資額に応じ各社員に帰属。
法人税関係	普通法人と同じ。	普通法人と同じ。	「収益事業」のみに課税される。税率は普通法人と同じ。	普通法人